



福岡医発第 1101 号(地)
令和 4 年 7 月 15 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の
処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の適切な運用等について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

標記ガイドラインにつきましては、令和 2 年 8 月 7 日付福岡医発第 1352 号
(地)にて貴会宛にご連絡しているところです。

同ガイドラインでは、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火
葬等に際して、遺族等の方の心情や遺体識別の観点から、少なくともお顔の部分
が透明な非透過性納体袋の使用が推奨されております。他方で、透明でない納体
袋に遺体が格納されている事例もあり、この場合、遺族等がご遺体のお顔を見る
ことができないままに火葬されてしまう可能性も考えられます。

本通知は、標記ガイドラインの適切な運用のため、下記の点について改めて周
知依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員
への周知方よろしくお願いいたします。

なお、標記ガイドラインにつきましては、下記の厚生労働省ホームページに掲
載されておりますことを申し添えます。

記

- ①ご遺体は感染管理の観点から、液体が浸透しない非透過性納体袋に収納する
ことが推奨されているものの、色については透明でも感染対策上の支障はな
く、ご遺族等の方の心情やご遺体識別の観点から、「お顔の部分が透明な」非透
過性納体袋の使用が推奨されること。
- ②都道府県や医療機関等が納体袋を調達するに当たっては、「お顔の部分が透明
の」と仕様書に記載いただく等、①の趣旨に沿った対応が推奨されること。

【厚生労働省ホームページ(新型コロナウイルスに関する Q&A(関連業種の方向け))】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu.html

令和 4 年 7 月 4 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会 常任理事
細 川 秀 一
釜 菴 敏
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の適切な運用等について（周知依頼）

標記ガイドラインにつきましては、令和 2 年 7 月 31 日付「厚生労働省・経済産業省「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」について（情報提供）」（法安 50）（健Ⅱ 232）により情報提供させていただいたところです。

標記ガイドラインでは、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等に際しては、遺族等の方の心情や遺体識別の観点から、少なくともお顔の部分が透明な非透過性納体袋の使用が推奨されているところです。

他方、透明でない納体袋に遺体が格納されている事例もあり、この場合、遺族等がご遺体のお顔を見ることができないままに火葬されてしまう可能性もあることから、今般、標記ガイドラインの適切な運用のため、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）等に対し再周知され、本会にも別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれまして本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係機関等への周知につきましても、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、標記ガイドラインにつきましては、以下の厚生労働省ホームページに掲載されておりますことを申し添えます。

【厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルスに関する Q&A（関連業種の方向け））】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/covid19_qa_kanrenkigyoku.html

事 務 連 絡
令和 4 年 6 月 30 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の
処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の適切な運用等について
(周知依頼)

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、厚く御
礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等については、「新
型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、
搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」(令和2年7月29日付け厚生労働
省健康局結核感染症課及び医薬・生活衛生局生活衛生課連名事務連絡別添。以
下「ガイドライン」という。)の適切な運用に努めていただいていることと存
じます。他方で、御遺体が、透明でない納体袋に格納されている事例もあり、
この場合、御遺族が御遺体のお顔を見ることができないままに火葬されてしま
う可能性もあると考えられます。

本件については、別添の通り各都道府県衛生主管部(局)等に再周知しており
ますが、貴会におきましても下記の点(ガイドライン5ページ等)について御了
知の上、貴会管下関係機関等に対し、周知の程、よろしく御願い申し上げます。

- ① 御遺体は感染管理の観点から、液体が浸透しない非透過性納体袋に収納
することが推奨されているものの、色については透明でも感染対策上の支
障はなく、御遺族等の方の心情や御遺体識別の観点から、「お顔の部分が
透明な」非透過性納体袋の使用が推奨されること。
- ② 都道府県や医療機関等が納体袋を調達するに当たっては、「お顔の部分
が透明の」と仕様書に記載いただく等、①の趣旨に沿った対応が推奨され
ること。

事 務 連 絡
令和 4 年 6 月 30 日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課
医薬・生活衛生局生活衛生課

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の適切な運用等について（周知依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等については、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（令和 2 年 7 月 29 日付け厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局生活衛生課連名事務連絡別添。以下「ガイドライン」という。）の適切な運用に努めていただいていることと存じます。他方で、御遺体が透明でない納体袋に格納されている事例もあったと承知しており、この場合、御遺族が御遺体のお顔を見ることができないままに火葬されてしまう可能性もあると考えられます。

これまでもガイドライン（ガイドライン 5 ページ等）において「少なくともお顔の部分が透明な非透過性納体袋の使用を推奨」することについてお示ししているところですが、以下の点に御留意いただき、改めて関係機関に一層の周知をいただきますよう、お願いいたします。

- ① 御遺体は感染管理の観点から、液体が浸透しない非透過性納体袋に収納することが推奨されているものの、色については透明でも感染対策上の支障はなく、御遺族等の方の心情や御遺体識別の観点から、「お顔の部分が透明な」非透過性納体袋の使用が推奨されること。
- ② 都道府県や医療機関等が納体袋を調達するに当たっては、「お顔の部分が透明の」と仕様書に記載いただく等、①の趣旨に沿った対応が推奨されること。

また、葬儀等においては、一般的な感染対策を行った上で、御遺族等のお気持ちに最大限寄り添った対応を行うことが求められることから、改めて「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等に関する取扱いについて」（令和 3 年 6 月 14 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課、健康局結核感染症課連名事務連絡）の内容及び趣旨を御確認の上、貴管内の火葬場

における状況を御確認いただくとともに、上記と併せて関係機関に対して一層の周知をいただきますよう、お願いいたします。

なお、葬儀業の関係団体については、経済産業省から、別途、御遺族に寄り添った葬儀等に向けた適切な運用のお願いを行うこととしておりますので、申し添えます。